公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成24年３月５日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年３月19日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

１　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第１部
２　被告事件名　覚せい剤取締法違反
３　被告人氏名　アボルファズル　ハサン　ルータバール
４　公判期日　平成24年４月17日
５　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　平成24年東地領第394号
　符号４　現金２万円
６　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、みだりに、平成23年10月12日、東京都杉並区阿佐谷南１丁目48番２号先路上において、大谷仁人に対し、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約0.294グラムを代金２万円で譲り渡したものである。

有権者申出方

元当局所属公証人鹽野健彦の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年３月５日　さいたま地方法務局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ＡＩＪ投資顧問株式会社
２．本店所在地　東京都中央区日本橋二丁目２番６号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第429号
４．行政処分の年月日　平成24年２月24日
５．行政処分の内容
　平成24年２月24日から平成24年３月23日までの間、金融商品取引業に関する業務の全部（当局が個別に承認した業務を除く）を停止すること。

平成24年３月５日

関東財務局長　居戸　利明

少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の５第10項、保険業法施行令第38条の７第３項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第１項の規定により、次の各号のとおり公示する。

１．商号　株式会社ＯＵＧＡＮ
２．本店の所在地　東京都目黒区八雲１－４－18
３．代表者の氏名　代表清算人　富田　稔之
４．取戻しをしようとする供託金の額
　10,000,000円
５．上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の５第６項の権利を有する者は、平成24年９月６日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部金融監督第４課に提出されたい。
６．前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成24年３月５日

関東財務局長　居戸　利明

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年３月５日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成24年２月20日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大洋基礎株式会社　代表取締役　入住　　毅　東京都中央区日本橋小舟町３－４　国土交通大臣許可（特―21）第3102号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
　⑴　停止を命ずる営業の範囲
　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
　（注１）「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。
　（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
　⑵　期間
　平成24年３月６日から平成24年３月12日までの７日間
４　処分の原因となった事実　大洋基礎株式会社は、民間企業の共同住宅新築工事において一次下請として基礎工事に携わったが、平成21年４月14日の杭工事の作業中にアースドリル機が路上に転倒し、公衆１名が死亡、さらに公衆４名が負傷する工事事故を発生させた。この件について、同社及び同社役職員に対して、平成23年11月２日に東京地方裁判所から業務上過失致死傷罪及び労働安全衛生法違反による判決があり、その刑が確定している。
　このことが、建設業法第28条第１項第１号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２０号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第８地割55番地２
申立人　菊池　　潤
本籍岩手県花巻市湯口字大沢187番地２、最後の住所岩手県花巻市湯口字松原53番地１
大谷荘、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日平成23年12月29日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正９年１月11日、職業無職
被相続人　亡　藤井　キヨ
事務所岩手県花巻市上町５番22号　はなまき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　安部　修司
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２３年（家）第１４８号
東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根御免西33番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県奥州市、死亡年月日平成22年５月31日、出生の場所岩手県和賀郡黒沢尻町、出生年月日昭和22年４月23日、職業不詳
被相続人　亡　相澤美奈子
事務所岩手県奥州市水沢区大手町４丁目18番地
相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌
盛岡家庭裁判所水沢支部

平成２３年（家）第１４０号
宮城県登米市迫町佐沼字中江２丁目６番地１
申立人　登米市長　布施　孝尚
本籍宮城県登米市南方町鴻ノ木166番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮城県登米市、死亡年月日平成23年５月17日、出生の場所宮城県登米郡新田村、出生年月日昭和23年３月10日、職業無職
被相続人　亡　及川　正喜
事務所宮城県登米市迫町佐沼字中江４丁目１番地１　118ビル202及川毅法律事務所
相続財産管理人　弁護士　及川　　毅
仙台家庭裁判所登米支部

平成２４年（家）第３１号
群馬県高崎市足門町566番地
申立人　三津田和行
本籍群馬県高崎市箕郷町松之沢333番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成24年１月９日、出生の場所不詳、出生年月日昭和11年４月１日、職業無職
被相続人　亡　桐生十三子
群馬県高崎市下豊岡町189番地３
相続財産管理人　樋口　　彰
前橋家庭裁判所高崎支部